

第三十四回国会 大蔵委員會議録 第八号

昭和三十三年三月三日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 植木庚子郎君

理事足立 篤郎君 理事小山 長規君

理事坊 秀男君 理事山下 春江君

理事山中 貞則君 理事佐藤親次郎君

理事平岡忠次郎君 理事廣瀬 勝邦君

荒木萬壽夫君 押谷 富三君

加藤 高蔵君 鴨田 宗一君

黒金 泰美君 田邊 國男君

塚田十一郎君 濱田 幸雄君

古川 丈吉君 細田 義安君

毛利 松平君 石野 久男君

石村 英雄君 加藤 勘十君

神近 市子君 久保田鶴松君

栗林 三郎君 堀 昌雄君

横山 利秋君 松尾トシ子君

出席政府委員

大蔵政務次官 奥村又十郎君

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長)

国税庁長官 北島 武雄君

委員外の出席者

大蔵事務官 大月 高君

(大臣官房財務課長)

大蔵事務官 堀崎 潤君

(主税局税制第一課長)

大蔵事務官 中嶋 晴雄君

(銀行局保険課長)

大蔵事務官 白石 正雄君

(国税庁直税部長)

大蔵事務官 泉 美之松君

(国税庁間税部長)

大蔵事務官 竹村 忠一君
(国税庁調査課長)
専門員 抜井 光三君

三月一日

委員神近市子君及び堀昌雄君辞任につき、その補欠として猪俣浩三君及び河野正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員河野正君辞任につき、その補欠として堀昌雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小山長規君及び進藤一馬君辞任につき、その補欠として堀康次郎君及び塚田十一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員堀康次郎君辞任につき、その補欠として小山長規君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員猪俣浩三君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事小山長規君同月二日委員辞任につき、その補欠として小山長規君が理事に当選した。

三月二日

日本専売公社函館工場の設備拡充に関する陳情書(北海道議会議長徳中祐満(第二〇二号))
所得税法の一部改正等に関する陳情

書(熊本市南千反畑町三十三番地熊本県農業協同組合中央会長北口龍徳外二十六名)(第二八七号)
は本委員会に参考送付された。
本日の會議に付した案件

理事の互選
参考人出席要求に関する件
酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八八号)
税制に関する件

○植木委員長 これより會議を開きます。
理事の補欠選任についてお諮りいたします。
理事でありました小山長規君が、昨日委員を辞任されましたので、理事が一名欠員となっております。この補欠選任につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

○植木委員長 御異議なしと認めます。
それでは、委員長において理事に小山長規君を指名いたします。

○植木委員長 参考人出席要求の件についてお諮りいたします。
ただいま本委員会において調査をいたしております為替自由化に伴う諸問題について、参考人の出席を求め、意見を聴取いたしました旨を存じますが、御異議ありませんか。

○植木委員長 御異議なしと認めます。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○植木委員長 御異議なしと認めます。
それでは、委員長において理事に小山長規君を指名いたします。

○植木委員長 御異議なしと認めます。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○植木委員長 御異議なしと認めます。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○植木委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決しました。

○植木委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決しました。

○植木委員長 酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の通告があります。これを許します。佐藤親次郎君。

○佐藤(電)委員 酒税法の一部を改正する法律案に關しまして若干の質問をいたします。

まず最初に、現在の税金の中で特級酒、一級酒、二級酒の税金はどういうような額になっておるのか、ちょっとそれをお伺いしたいと思います。

○原政府委員 特級、一級、二級の税収額で言いますと、三十五年度の予算で見込んでおります額が、特級が三十六億六千万円、一級が百四十四億五千七百万円、準一級が三十三億三千九百万円、二級が七百十七億九千四百百万円、合計しまして九百三十一億九千九百万円、こういうふうになっております。

○佐藤(電)委員 今度準一級ができるのですが、それは前の三十四年度と比べて税収に大きな変化があるかどうか。

○原政府委員 税収には変化がないとい

いう見込みでいたしております。と言いますのは、今の三十三億三千九百万円の準一級は、一級酒よりも安く、二級酒よりも高いわけで、この石数が約一万八千キロリットルであります。これが全部、それがなければ一級酒であるものが、準一級に下がるとしますと減収を来すわけです。ところが、それがなければ二級酒であつたであろうものが、準一級に上がったので、やはり相当あつて、そして両者がトントンになつて、税収としては増減なしというふうに見込んでおります。大体たいたい申しました一万八千キロリットルの約四割五分くらいが上から下がってくる、五割五分くらいが下から上がっていくというふうなことで、トントンになるといふふうに見ております。

○佐藤(電)委員 酒税法のときにもいろいろ問題がございましたが、税金が高過ぎる、酒を飲んでいいのか税金を飲んでいいのか、わけがわからぬというやうな非難があるわけですね。そこで、日本より生活程度は高いけれども、たとえばフランスとか西ドイツとかいう外国に比べて、日本の酒の税金は高過ぎはせぬかというやうな非難があるのですが、その点はどのように考えておられるのか。主税局長にお尋ねします。

○原政府委員 おっしゃる通り、酒の税金は相当高うございますけれども、各国との比較では、やはり各国とも、だんだん社会保障あるいは軍費等の

重圧もあり財政の需要が非常に多いので、酒、たばこという、いわゆる一番嗜好度の強い消費品目については、各国とも相当に重い税を課してあります。今お話しする酒につきましても、各国の工合を見ますと、なかなか比べ方がむずかしいのですが、日本は、清酒二級で小売価格の中に税が四割一分七厘入っている。米国では、ウイスキーを代表的なものとしてやりますと、五割九分七厘、約六割かかっておる。フランスでは、コニャックをとりますと三割三分、英国のウイスキーをとりますと一割五分前後、西独が、ビールは安いのですが、リキニールが二五、六割というところで、フランス、西独がちょっとなんです。これは品物の取り方にもよります。大体米英に比べますと、その高くない。たばこあたりでも、各国とも、小売価格に対する負担が、アメリカだけ五割よりも低いですが、それ、その他は大体六割、七割、日本は六割四分ですが、七割をこえておる国もかなり多いという状況でございます。で、確かに重いことは重いと思いますが、国際比較においてははかり例の多いことだと思っております。

○佐藤(税)委員 税金を取る専門家の方ですから、むしろそういうデータをとっていると思いますが、イギリスとかアメリカというのは、日本と生活程度がずいぶん違いますし、日本の収入の平均何倍もっているのですから、そういう比較をされるあなたの考えは甘いと思うのです。そこで、私が地方へ参りまして感ずることは、どうも戦後女の人の需要に關係がありますが、洋酒とかビールとかいろいろものは相当消

費がふえたのですけれども、酒だけは、そこに果さんも見えますけれども、大体戦前の七割から八割程度になつたのではないかと思ふのです。これは、主として酒の税金が高いから酒を飲まぬ、酒の需要は非常に多いけれども、酒の税金が高過ぎるから酒が伸びないという非難があるわけですが、これは米の關係もありまして、そういう面を抑制する面もありまして、どうも、何といつても酒の税金が高過ぎるから、一般の洋酒とかあるいはビールなんかの比率のようにふえないという非難があるのですが、その点はどういふふうになつておるのか、原さんに伺いたいと思ひます。

○原政府委員 非常にむずかしい問題であります。酒類それぞれ相互の間の税負担の軽重がどうかという問題であります。非常にむずかしい問題でありますが、率直に申しますと、戦中、戦後の作れば売れるという時分は、どんな酒でもほとんど飛ぶように売れたわけなんです。あまり苦勞しなかつたわけですね。しかし、だんだん需給状態が変わつて参りまして、酒の供給もかなり豊富になるところになりました。と、やはりそこに競争が起こるといふやうなことで、その競争にからまりまして、税が重ければ重い荷物を背負つて競争するということになりますから、いろいろ不平も起こるというところになります。しかしながら、今お話しするビールとか雑酒、特にウイスキーといふやうなもの、伸び方を考えますと、これは単純に静的にだけ見られない。やはり戦争前ビールやウイスキーといふものが日本の国民の間になつてしまつていた程度というものは、ごく

都市的な先端的なところにだけ消費がやつと始まつたところだつたわけですが、それが今都市からだんだん全国に広がる。また、社会一般の生活様式といふやうなもの、当時と現在とはだいぶ違つてきていふところだと思います。従ひまして、これがどの程度をいう税負担の差によるのかといふあたりは、なかなかむずかしいわけでありまして、そのほか、税負担のバランスをきめるのに、論者によりましては、アルコール度の高いものと低いものとをよく考へて、低いものには軽減しようという議論があるのですが、そういう見地からいいますと、ビールなんといふものは、世界でアルコール分一度当たりの税がこれほど高い国はおそらくないと思ひます。非常に高税率になつていふ。それでも、今言つたやうな消費の実情からいって、ほとんど伸びていふやうなわけでは、非常にむずかしい問題であります。

私も、冒頭に申し上げましたように、このむずかしい問題に四つに組まなければならぬ時代きたといふので、これは一昨々年あたりからいろいろ資料を取り出して検討を進めております。まだ結論を得るに至っておりませんが、検討を進めておりました。今後なお調査会の一環として、それも検討されるだらうと思ひます。今にわかにここで、私は、清酒は税が重いつから伸びないのだといふこともちよつと申し上げたいが、伸び方を申しますと、大体酒全体の伸び方とちよつと並行した伸び方で清酒は伸びているといふのが事実なんです。酒は大体国民の消費資金がふえる度合いとほとんど並行して伸びております

すが、清酒はちよつとその線で伸びておるといふのでありまして、清酒は伸びが悪いといふことではないのです。ビール、ウイスキーが非常に伸びがよくて、しよちちやう、合成酒あたりが伸び悩んでいるといふのが実際の状況です。

○佐藤(税)委員 原さんは税金が安いように思つておられるかもしれませんが、密造酒の問題もあるわけですが、私は、昨年九州で、特に島原あたりは密造酒が非常に多いところで、税務署長さんの苦勞も聞きました。これは、ちよつと聞かされておる密造酒の面もあろうと思ひますが、何といつても酒の税金が高いつから密造酒が作られることなんですが、その点の最近の情勢はどうなつておるのか、その報告をお聞きしたいと思ひます。

○北島政府委員 最近の密造の推定量でございますが、これはちよつと正確なことはわかりませんが、毎年いろいろな方法で推算いたしております。昨年あたりは約九十七万石程度、こういふふうな考へております。もつとも一番密造の多かったときは昭和二十五年でございまして、この年は三百萬石をこえる密造があつたものと推定されておりますが、その後酒税の減税をやりましたときに、大幅に密造は減退いたしております。それと酒の出回りが多くなつたといふやうなときは、だんだん減つて参りまして、最近では百萬石を割つておると思ひます。

○佐藤(税)委員 百萬石といつても相當の数字ですが、今それに対してどういふ対策を講じておられるのか。また、これは現在危険な仕事でもあるし、いろいろ現地でも話を聞いております

が、その点について、今後百萬石なら百萬石の密造酒があることは何とかしなければならぬと思ひますが、その点はどういふふうにお考えですか。

○北島政府委員 密造には大体二種類ございまして、一つは集團密造、一つは農村密造です。前者の集團密造は、従来三個人を中心とする密造が非常に多かつたのでございまして、これには警察の力も相當借りないで密造の取り締まりができていないという状況であります。これは警察と提携いたしまして、反復集團密造の検査をいたしてあります。

それから、もう一つは農村密造、これはなかなか取り締まりがむずかしいのですが、密造矯正組合を作らせまして、自発的に、できるだけ農村の中から、密造は悪いことだといふ觀念を植へ付けて、そしてじわじわと矯正していく、こういう方法をとる。それから特に目に余るのは検査というところもいたしております。これがために、全国で酒税關係に従事しております職員が、約二千五百人ですが、国税局及び税務署に配置されておりました。時々局と連携をとりながら取り締まりに当たつております。

○佐藤(税)委員 そういふ点について十分今後取り締まりをしていただきたいと思ひます。

それから、今度酒税法もいよいよ適用されるわけで、奥村さんは酒税法は詳しいから私は奥村さんには質問しません。が、マル公の撤廃の問題はこれからどういふふうになつていくのか。御承知のように、非常にいいメーカーはどんどん栄えていきますけれども、私の愛知県なんかには小さい酒屋さんが相

当たくさんあるんです。そういうような傾向になると、いい酒は売れるけれども、地方の銘柄の弱いやつはどんどん倒れていくんじゃないかというように心配しておるんです。その対策をどういうふうにされておるのか。原さんでも泉さんでもいいです。

○泉説明員 お話のように、酒類業組合法の改正が成立いたしましたので、私どももいたしましては、できるだけ準備を早くいたしまして、基準販売価格を中心といたしました新しい価格制度に移るよう、業界を指導していきたくと思っております。その際、業者の中に不安動揺があるようなお話でございましたが、その点は、必ずしも価格制度の変更ということによるだけではない、先ほど主税局長からもお話がございましたように、一時に比べて酒の需給が相当ゆるんだから、供給が円滑になりまして、販売に相当努力しないと売れにくくなってきたおる、こういう情勢の変化に伴う要素が多いのでございます。従って、価格制度の変更ということよりも、そういう需給の関係から生じておるもので、価格制度だけでこれを措置するといふわけにいきません。従って、私どもも、清酒の中央会と協力いたしまして、相当そういう努力をしても売れないという業者は、これを企業合同あるいは共同品といたしまして、企業対策を講じて、そういう業者を救って行くというふうな方向に努力いたしております。今後ともそういう方向に向かつて努力いたしたい、かように考えておるわけでありまして。

○佐藤(観)委員 この弱い酒屋は、こ

れは酒屋だけの罪でなくして、やはり戦争という事で企業整備なんかが行なわれて、自分のたまたま機械とかいうものを売ったために、非常に大きな打撃を受けて、戦後よりよく復活して、細々とやっておるという現状でございます。酒屋といへば、昔はいなかでは有力者、金持ちの階級であつたけれども、このごろは必ずしもそうではない。そういう点を勘案して、それらの酒屋も十分やっていけるように、今後とも御努力いただきたいと思ふ。

それから、もう一つお尋ねしたいのは、私は去年外国へ行つたんですが、日本の酒がやはり出ている。大体特級酒だと思ふのですが、二千七、八百円で出ているんです。日本の酒が外国へ売れることは、ちよと外国のウイスキーだとかその他のものを日本で買えると同じように、いいと思ふのですが、そういう場合に、税金が高いので、こゝろ高い値段につくんじゃないかと思ふ。その点どういうふうにお考えになりますか。また外国へ現在輸出されるような酒はどんなものであるか。概略でもいいですから、ちよとお尋ねしたいと思ふ。

○原政府委員 酒は外国で二千七百円に売れているというお話でございますが、特級が出るという前提でございまして、特級酒は小売価格でこそ千七百五十円ですけれども、製造者の原価は二百五十円くらいです。メーカーが出すとして、酒税はもちろろん輸出面ではかかりませんから、あと輸入国の方で先ほど申したような税がかかる。これらも、今申しましたように、ウイスキーを例にとると日本よりも税が一、二割高いところがある。清酒の場合は

どうなりますか。そう大きな違いはないかろう。関税がダブつてかかる向きがあると思ふので、それだけ高くなると思ふのですが、おそろくコストの関係からは、今何つたような値段ができれば、やれないことはないのじゃないか。運賃その他ももちろん要りますけれども、そういうふうに思ふ。特にこれは国税庁の方のなんぞでございますが、政府側としては、だんだん供給が豊富になつてきたのを考えますと、やはり輸出については大いに努力をして、日本の外貨獲得という意味でがんばつてもらいたいという気持で、業界にもやつてもらつております。輸出の数量は三十三年の実績数字で三万八千石という数字がございまして、過半、おそろく七、八割は沖繩向けのビールが占めておる。この面ではまだ相当努力すべき問題点があるのじゃないかと思つております。

○佐藤(観)委員 もう一点、合成酒の問題です。だいたいこのごろ合成酒の進んだのができてきたのですが、これまただぶ税金が高いという非難があるのですけれども、合成酒及びしょうちゆのことに付いての税金の事あるいはそれらについて、このままでやつていけるのかどうか。その点ももう一点伺つておきたいと思ふ。

○原政府委員 まず税率を申し上げます。合成酒は、一キロリットル当たりでありまして、八万七千五百円。これは一升到直しますと、百五十七円五十銭ということになります。そしてしょうちゆは、甲類で申しますと新式しょうちゆで、乙類は米しょうちゆであります。甲類で二十五度ものといしますと、キロリットル当たり

七万九百円、一升で百二十七円六十二銭、こういうことになっております。これらの酒類の伸びの状況であります。合成酒はやはり一番伸びが悪いという状況であります。ここ数年大体はかの酒は何とある程度伸びておりますが、合成酒は横ばいというところでございます。しょうちゆは酒と合成酒との間くらい、若干ずつは伸びておりますが、伸びがやはりそうよろしくないと、こういうことに承知いたしております。

従いまして、酒類の相互の間を見ます場合に、やはりこの二つの酒類はかきまして、昨年の秋以来、それを補うといふことが、そのためにいろいろなことをやつてはいるという議論が出てまして、その一つとしてあげられております。級別の廃止を今回お願いして、そうして一級、二級と、それも二級は九九%以上二級であるのを、もう級別を廃止して、合成清酒は一本で売らうというふうなことになるてきております。なお、合成酒、しょうちゆは、そういう状況にありますこともあつて、移出数量、毎年の庫出数量についてかなり強い協定をやつております。これは先ほどお話しした酒税法に基づきます数量協定でありまして、これはここ数年かなりがっちりやつております。役所側もこれに積極的に協力して、移出数量の協定が円滑にいくようにしております。なお、問題がいろいろあると思ふのですが、今後なお検討して参りたいと思ふ。

○佐藤(観)委員 最後に一点、要望やらお尋ねをしたいと思ふのですが、酒

が一升三百円ぐらいたつたら相当売れるだろうというところは酒屋さんの意見なんです。今度準一級ができて安くなるのはけっこうですが、これに二級の下に三級のような準二級なんというものを作つて、そういう方法でやつても酒税の収入は減らぬのじゃないかと思ふのですが、そういう点についてはどういうふうな考えを持っておられるかということ、もう一つは、これは先ほど泉さんからもお話がございましたが、私たちは、酒の自由販売になるよりなことになれば、相当混乱が起きるせぬか、小さいのは相当倒れていくのじゃないかという心配が一つあるのですが、こういう点についての見通しをどういうふうな持っておられるのか、この二点をお伺いして私の質問を終わります。

○原政府委員 第一の、二級のまた下に三級なり準二級なりを作つても、安く売ればどんどん売れて減らぬだろうというお話であります。これはなかなかむずかしいことだと思ふ。安いのが出ますと、ある程度消費が伸びるということは事実ですけれども、安くした分だけ完全にカバーするような伸びは、どうも今までの実績ではないので。今までは、大体安くしても国民の消費する金額は変わりません。同じ金を出して酒は飲む。しかし、結局安くした分だけにはまるる税が安くなったのですが、それを飲まれました。飲んだ酒は一部分が税ですから、その一部しか返らぬということが大体のようでございます。いろいろほかの事情にもよる場合があると思ふ。大体そんなふうなことに承知しております。

それから、マル公廃止、自由販売と

た第二に現状でいかだうかということとを考えますと、やはりまだ所得税、法人税というあたりでいろいろ重いという感覚の人たちもおられるわけです。で、今申したように、国民所得の伸びを見ます場合に、よりよく多く伸びていくのは直接税系統であるということになりますと、やはり直接税、間接税のウエートは、どちらを減税していくかということになると、直接税のふえていく分は減税しろというような議論も相当強いわけがあります。その点は、数年前のような、もうはつきりした直接税中心に減税するのだということでもない事態にだんだん入りつつあると思いますけれども、なかなかむずかしい問題だと思えます。今回の調査会でも、また累次の調査会懇談会等でも、何度となく議論されておるところであります。私どもとしては、何と申しますか、ただいま申しましたような事情で、かなりこの辺はデリケートで、一がいにとちらということは言いかねるというふうに思っております。従いまして、酒税の税率を一般的に減税する第一歩を今回印したのだというふうにお考えになりますと、ちよつと違うので、今回ののは、やはり酒税の税率更正の中で、清酒、その中での特級、一級の税率区分というあたりに非常に無理があるのを直していく。幸い、いなかの相当な作り酒屋さんでは、どうも二級ばかりじゃさびしいというようなことがあって、準一級ができれば作ろうというながあるので、それにふんばつてもらつて、税収を減らさぬでいこう、こういう次第でございます。

○平岡委員 えらく小さいところに逃げ込まれましたけれども、私のきょう

言わんとすることは、実際の税制改革要綱というものを作っていろいろ討議してみますと、所得税等につきましても、課税最低限をかなり上に設定することができれば、この問題は一応終結したと言わないまでも、ある程度ビードラが打てるところだと思つたのです。ところが、課税最低限とあまり関係ない層が日本には多いわけでして、そういうことになりましたと、消費税そのものをやはり見直していかなければならぬ。こういうことから、何が高いというところで、酒税はその頂点をなすものであり、こういうところから、今回の党の税制要綱にこれをうたつたわけですから、そこで、今大衆一般に及ぼすべき第一歩として、この法律案を出してきたのじゃないとおっしゃいましたけれども、その議論は議論といたしまして、われわれの立場からもう少し論議し御質問したいと思います。

いすれにしても、清酒あるいは合成酒につきましては実質上の減税が企図されたことは事実であります。そこで、次に酒税総額二千二百五十億円のうちの約四割ですか、八百八十億円の面問題になつてくると思うのです。百二十五円の小型値段を基準として、五六割に当たる七十円十四銭の重課をあえてして、大衆取奪を行なつてゐるの現状を政府はどのように考へてゐますか。先ほど、佐藤委員からの、外国における酒にける税金についての質問に対して、酒税局長は比較的都合のいいデータを出しましたが、とにかく外国と比べてわが国の酒税が高いことは間違いないのでありまして、特にビールにつきまして五六割の重課をあらえてゐる現状を、はたして妥当とお考えかどうかをお聞きしたい。具体的にビールについても税を下げざる意図があるかどうかをまずお聞きしたい。二番目に、下げますとすればいつから下げるのか、こう聞きますと、主税局長の方は、税制の答申を待つて善処したいと答へるであらうでしょうか。結局税制はあなたの方のスピーカーみないなものでありますから、あなたの方において三十六年度に考慮するのかどうか、具体的にお伺いしたい。第三番目に、もし議員立法として提案があつた場合は、三十五年度もこれを検討し、お聞きしたい。以上、三点についてお答え願ひます。

○原政府委員 いすれも難問でございますので、あまり歯切れよくお答えできないのでありますけれども、第一のビールに對する税率であります、先ほど申し上げましたように、酒税の税率は、酒類の相互の關係という面になりますと非常に問題が多いと思つております。そこにおいて、ビールの税率は特に兩様の面と問題が多いということを先ほど申し上げたわけです。国民の保健という見地からいへば一番度数が少ない。従つて健康的だという見方もできるわけですね。そういう見地から見ますと非常にビールは高いのです。ところが、反面消費の伸びというよりなことから言いますと、それだけ度数的には高い税率をしようといふのが、ビールの伸びは酒類の中で第一等の伸びを示している。時期によつては酒の伸びがオーバーしたことはありますけれども、特徴的なのは、ビールの伸びは毎年一五%をこえる伸びを堅実に續けてゐる。そういうような見地から、この議論をする人は、いやそれだけ売れてゐるのだからいいじゃないかという議論も出てくるわけですね。私、本日この問題についてどう思ふかというよりなことは、まだ結論が出ておりませんと申し上げるほかございません。まづ正面の問題に取り組み、他の酒類税率とのバランスを考へて、將來どういう方向に持っていくかということをおだんだん考へなければならぬということ、で、鋭意検討いたしてあります。従ひまして、次の下げる意図があるか、いつからやるかということ、はおその上で申し上げたいというふうに思ひます。(三十六年度にはどうなのか)と呼ぶ者あり)その上で申し上げたいと思ひます。

○平岡委員 ただいまの主税局長の答弁では、これはまだ当分手がつけられない、こういうことであらうと思ふのです。だが、かりに來年度において手をつめた場合に、私も社会党で主張してゐることが計数的に可能であるかどうか、この点を一つ御答へ願ひたい。やるかやらないかはまたあなたの方の腹もきめていないということでありますけれども、かりに社会党の主張している減税が三十五年度において計数的にできるかどうか、このことを御答へ願ひます。

○原政府委員 今のお尋ねのことは、社会党の税制改革要綱全般ができるかできぬかというお尋ねではないかと思ひますが……

○平岡委員 そうではない。酒税關係で社会党の言うてゐることです。私どもは税制要綱でできた、今の質問の部分についての要旨を申し上げますと、

租税の三本柱の一つたる酒税については、政府の行なふとする準一級酒による実質的な減税のほかに、雑酒につき平均一五%の引き下げを、かり、ビール税現行五六%を五〇%に引き下げ、卸、小売マージンを是正し、かつ小売価格をびん詰百十円、中身百円とするなど、大衆酒一般の減税を考慮する。消費の著しき伸びを見込み得るの、税収にはさしたる影響なし、以上が税制要綱の酒税の項の要旨であります。それにつきまして、政府の方で、これは計数的に無理だと言ひ切れるかどうか、このことをお伺ひしたい。

○原政府委員 最後は、税収増減なくいろいろなおっしゃるようなことができませんれば、一つのなんでもございませうけれども、先ほど来申し上げておりますように、雑酒について平均一五%の引き下げをして減収がないかどうかというのは、先ほど佐藤委員のお尋ねにお答へした通り、私も減収が出るだろうと思ひます。ビールもやはり下げれば減収が出るだろう。下げただけで減り切りだとは申しませんけれども、やはり消費の増で全部埋めることはできない。なお、卸、小売マージンを是正し、中身百円、びん付百十円にする、税率を五六から五〇に下げて、卸、小売マージンを是正して——是正というのは卸、小売マージンを上げるというのですが、これでできるかどうか、数字がちゃんと私即算ではできませんが、かなり無理がいくんじやないかという感じがいたしますが、なおよく検討いたします。

○平岡委員 要綱だけ示して直ちに答へを求めようというのは無理があらうと思うので、私どもの主張をこの際申し上げてみます。これで計数的に多少は無理があつてもいけるという線が出るならば、できるなら三十五年度、できなくとも三十六年度くらいに考慮してほしい。こういう点から私どもの要綱で示した点をなお敷衍してみたいと思ひます。

現行は小売価格百二十五円の五六%、すなわち七十円十四銭の税額であります。提議は小売価格ピン込め百十円の約五〇%、すなわち現行七十円十四銭から十六円差引いた五十四円十四銭が一本当たりの税額となる予定であります。すなわち石当りに直しまして一万五千四百三十円に引き下げようとするものであります。ついでながら販賣業者のマージンその他について言ひますと、卸手数料配達賃込み現在三三九円十銭を四八円十銭に、それから小売マージン現在十円七十銭を十三円二十銭とし、あきピン手数料一円は従来の通り据置き置きます。従ひまして、生産者手取額は、現在二十七円二十六銭を二十六円八十六銭とし、四十銭引き下げる。ちなみに卸手数料四円八十銭は卸価格九十六円八十銭の約五%、小売マージン十三円二十銭は、小売価格百十円の一二%でありまして、現行の卸、小売それぞれマージン三・四%、八・六%に對し合理的に増額してゐるのであります。

そこで、私どもの積算を申し上げますと、石当り税額一万五千四百三十円をもととしましてやつてみますと——三十四年度のビール庫出数量は四十二万石を見込むことができます。三十五年度の自然増が一・二%ないし一・三%、これに加へますと、ビール消費資金から見、減税の場合、量において

さらに一二%の増が見込み得られま
す。すなわち合計三十五年度は二五%
の消費増が可能であると判断いたして
おります。従いまして、庫出数量は四
百二十万石の一・二五倍、すなわち五
百二十五万石となりまして、その税
収は、石当たり税額一万五千四百三十
円ですから、八百十億円となります。
政府の三十五年度ビール税取予算額は
八百八十三億円ありまして、三十三
年度の八百十億円よりありますから、
ビールだけについていけば約七十億
ほどの減収となりまして、次年度
以降の自然増により、この減収は穴
埋めされるばかりでなく、大きく増徴
も期待されるはずであります。三十
五年度の八百十億円が、三十六年度に
おいて増加率が鈍化して二〇%程度に
とどまったとしても、九百七十億
円をこえることとなるからでありま
す。ただ、政府としては、三十五年度
予算はあくまでも三十五年度予算だと
言い、七十億の減収にこだわられるか
もしれませんが、私は、自余の酒類の売
れ行きから、酒税総額においては七十億
の不足も消し得ることと考えておりま
す。たとえば清酒の三十五年度予算は
三百九十七億円でありますが、三十四
年度ですでに三百八十億石が期待され
ておりますから、一割増と見て三十五
年度は四百二十億石はいけると思いま
す。従いまして、予算石数より二十三
万石という増加を見込むことができる
ので、清酒の加重平均税率二万二千円
として、約五十億円の増収が期待でき
ます。この一事をもつてしましても、
われわれの提案が不可能とは思わな
い。政府はどうお考えでありますか。
あと残る問題は、清酒等の増徴分が
ここでビールによって消されるという

ことでありまして、大きな消費者
全般の立場からすれば、酒類間の不均
衡論のごとき、例の政府のディヴァイ
ド・アンド・ルール方式の反論はこの際
要らんことです。今度はビール。来年度
ビール税が伸びた場合には、清酒等の税
の方を減らしていくという方法によっ
て、今まではあまりにも大衆を取寄せた
重課を軽減していく。しかも量的に伸
びを期待できるので、それによって国
家の財政収入は減らない、こういう建
前に切りかえるべきであると思ひます。
こういう私どもの観点から、一応の
積算を申し上げたわけですが、大
体現実には消化し得るわれわれの計算
であると思ひますので、この要綱によ
る酒税減税の方途につきまして、政府
の所見をあらためてお伺ひしてみたい
のです。

十銭、合わせて三円四十銭ふやそうと
しておられる。一方税は、この五六か
ら五〇に下げるといふことかいらいま
す。幾ら下がりますか、大体十円も
下がるか下がりぬかと思ひますが、十
六円とおっしゃいましたが、そんなに
下がるのかどうか、ちょっと疑問だろ
うという感じがします。それでピン付
百四十で売れるのかどうか、どうも少
し無理があるのではなからうかという
感じがいたします。
なお、第三点として、とりあえずは
七十億減収になるが、あとでふえると
いうお話は、実は他の酒類の方々もみ
な言われるのです。それがよろしけれ
ば、いつでも減税できるということ
で、あとでふえることはきまつてい
ることなんです。そういうことでやっ
ておきますと、もうあらゆる間接税はあ
とでふえるから減税しろという一般論
が出てきて、それではとて財政はま
かならないという感じがいたします。
あまりけちをつけるようなことばか
り申してもいけません、よく検討し
てみます。率然と感ぜましたところを
申し上げましたが、急でありますか
ら、あるいは少し間違えて失礼なこと
を申し上げているかもしれませんが、
その点はお許し願ひしたいと思います。
○平岡委員 伸び率の点につきまして
かなり消極的な御判断でありました
が、実績を見ますと、ビールにつきま
して三十三年度は約三百四十万石であ
りました。それが三十四年度に至りま
して四百二十万石。ですから現実には二
四%伸びております。いわんや、今度減
税がありますから、私が申しました数
字は、自然増の二二、三%のほかに、
ビール消費支出から見ても、減税の場合

は量においてさらに一二%は完全に伸
びるわけなんです。従いまして、二
五%というのは決して過大な見積もり
ではないと私は確信しておる。そのこ
ろだけ特に申し添えておきます。そこ
で、積算の関係もありまして、よから
政府の方でよく御検討いただきます。
ここで申し上げたいのは、今まで情
性的にできないんだと政府は頭からき
めてかかっておられますけれども、この
辺まで数字を検討してきまして、現実
に減税の可能性が出てくるのです。私
どもは政府に一つ刺激を与えるために
この提案をしておりますが、荒唐無稽
ではないはずですから、深く御検討を
お願いしたいと思います。
最後に、雑酒について見ますと、こ
の大部分は洋酒でございますが、三十
五年度予算で期待している徴税額は百
十九億八千四百円あります。第二級がそ
のうち八十六億八千四百円を占めてお
ります。その消費層は若い世代の低所得層が大
部分でありますから、減税の要ありと
考えております。なお、われわれが検討
した際に、高級洋酒について減税の要
ありやないやが論議されましたが、最
近の貿易自由化の趨勢にかんがみま
して、洋酒が国際的に競争関係に立つ
ことが予想されるので、外貨節減のため
にもあえて区別の要なしとの議論もあ
りました。一応平均一五%の引き下げ
としたいきさつがあります。雑酒の税
率引き下げを当然のこととした場合
に、政府は高級洋酒につきまして減税
すべきであると考えているかどうかを
お伺ひします。

○原政府委員 先ほど来非常にむずか
しい問題であると申し上げているこの
酒類間のバランスの問題を、さらにそ
の雑酒の中の高級と低い方との balan
スにからめてお尋ねでありますので、
まずまず答弁がむずかしいなるわけで
あります。私も税率検討のためにい
ろいろ調べました角度が幾つかありま
すが、その角度の中で、雑酒——これを
ウイスキーで代表して特級、一級、
二級というもののバランスを見ます
と、特級と一級が、税率は高いけれ
ども、伸びがそう悪くないですね。清酒
における特級、一級の伸びの悪さと比
べると、雑酒の特級、一級の方が、そ
の酒の中での相対的な地位ははるかに
強いというふうに見えております。だか
らといって、下げるのなら下の方だけ
だという意見になるかどうか。それに
は、先ほど来申し上げているほかのアル
コール度の問題とか、あるいは消費の
場所がどういふところだとか、さらに
はやはり酒の品質といふことも、どう
いう酒の品質のものを日本で多くする
かといういろいろな問題がからま
りますので、一がいに申し上げかねます
ので、なおよく検討してみたいと思ひま
す。伺ひましたことはその際十分参考
にさせていただきますと思ひます。
○平岡委員 これではよろしゅうござ
います。
○榎本委員 次は、税制に関する件
について調査を進めます。
質疑の通告があります。これを許し
ます。横山秋君。
○横山委員 この間の本委員会でも、私
は、大蔵大臣と北島長官に出席を求め
て、いわゆる隠しマイク——納税者の人
格をじゅうりんする隠しマイクの問題
について、責任ある答弁を求めて保留
いたしておりましたが、その御返事を

いただく前に、私は、どうしても、それ
に関連をいたしまして、別なことから
お伺いをする必要を感じました。

話によりますと、広島国税局管内の
某税務署におきましては、二月の中旬
以来、法人税課長を初め、なんと十数
名の税務職員がイモづる式に検査さ
れ、まさに広島国税局管内においては
大動揺を来し、納税者の心理も、こ
の国税の徴収並びに賦課に對しては
甚大な信頼感を喪失をいたしておるそ
うであります。私が入手いたしました
情報によりますと、このように十数
名の税務職員が、上は、前、調査査察
の課長をやり、今、法人税課長をやつ
てとことんまで検査をされておるとい
うような状況でありますならば、何を
もって課税の公平といひ、何をもち
て税制の正常化といひ、何をもち
て税務行政のあり方について、納税者の
立場からいふならば、まことに言語道
断だと思ふのであります。私が特にこ
の問題を取り出しますゆゑのものは、
今私が問題を出しておりますいふゆる
隠しマイク、またいふゆる第三者通報制
度、この通報制度の形を変えた密告制
度であつて、権力主義から出た、税
密主義から出た、こういう判断に
基づいておるのですが、そういう権力主
義や秘密主義といふものがあつて、広
島国税局のような、こういう甚大な汚
職の問題に発展すると私は確信す
る。この際、国税庁長官においても、
すでに広島における全く汚職まわまる
この事件の実態を御存じかと思ひます
が、その内容をまず明らかにしていただ
きたいと思ひます。

○北島政府委員 ただいま、広島国税
局管内の某税務署、これは倉敷税務署

でございますが、この倉敷税務署管内
の汚職事件が現在摘発されておるまし
て、広島国税局現職の課長及び国税調
査官、それから税務職員合わせまして
十数名の者が現在取り調べを受けてお
ります。これは私もほんとうに申し
わけない遺憾なことだと思ひます。事
件の発端は、昨年の十二月に、倉敷の
ある法人の事務係の人が詐欺容疑で
もって取り調べを受けたことから
端を発しまして、税務署に投書したわ
けでございます。現在私も監察官
をして検査当局にアプローチさせてお
りまして、その内容をできるだけ承知
するように努めておるわけでありま
す。現在のところにおきましては、ま
だ検査方面から詳細な連絡を受けてお
りません。ただ、聞くところによりま
すと、国税局の現職の課長は、投書の
ように約五万円の現金の収受のよう
に伺つております。なおその後の若干
これに加えての自供があるようであ
ります。このような汚職事件が発生い
ましたことは、まことに私もとし
て申しわけないことでもあります。横
山先生のおっしゃる通り、このような
非行事件の発生は、税務行政の納税者
に対する信頼を全くくつがえすもの
で、私もといたしまして、従来から
綱紀の肅正につきましましてはことごと
き監督者等を通じて厳に戒め
ておる次第でございます。なお、事柄
が税務行政というきわめて誘惑の多い
行政でございますので、遺憾ながら非
行事件が間々発生いたします。私も
非行事件の根絶につきましましては全力
をあげておるわけでございますが、いま
だにこのような事件が起きまして、ま

ことに申しわけなく、心からおわびを
申し上げる次第でございます。事件の
内容につきましては、ただいま申し上げ
いたしましたようにまだ十分全貌をつかん
でおりません。目下盛んに監察官がア
プローチしております。その状況によ
りまして、部内におきましてしかるべ
き措置をもちろん講ずるつもりでござ
います。ただいまの広島国税局管内に
おける不正事件につきましましての私も
の心境を申し上げます。御了解を得
たいと思ひます。

○横山委員 政務次官は本事件は御存
じでございますか。

○奥村(又)政府委員 私は全く承知し
ております。

○横山委員 私は本事件についての情
報をいろいろな角度から入手したので
ありますけれども、全くこの種の問題
は、発端こそ特殊な問題ではあります
けれども、その内容たるや随所にある
がごとき様相であります。たとえば、
いろいろな例がございますけれども、
某会社の法人税あるいは所得税等の
所得査定に手心を加える代價に、税理
士から倉敷駅前食堂で一万円ある税
務職員が受け取つたとか、あるいは、
某かじ屋さんを一緒に調査した某税務
職員は、社長に旅館何々荘とキャバ
レー何々で一万三千円の供応を受け
たとか、あるいはまた、国税局の法人
税課長の某氏は、某会社の法人税に手
心を加えてやつて五万円いただいたと
か、調査官某氏は三万円をもらつたと
か、また、某税務署長の某氏は、在任
中に、株券の名義書換に際して、署員
に命じて株券の最も安い時期の価格で
計算、贈与税に手心を加えて約五
百万円低く評価したとか、退職後に某

旅館で十万円を受け取つたとか、全く
この種の問題の内容を聞いてみ
ますと、言語道断と感ずる前に、こ
ういふことが随所にあるのではなから
うかといふうちに判断をされてならな
いのであります。しかし、私は、この
判断の前に、こういうようなことはお
そらく地元商業新聞でも一ぱい載つ
ておるでありまして、本委員会でも
私がやや暴露的ではありますけれども
申し上げるゆゑのものは、それに
よつて、この広島管内における納税者
諸君が、税についての信頼感を全く失
墜をするのではなからうか、というこ
とも、税を担当して、その立法に従事
しておる人間たちといひまして、多
少その内容は知つておりますけれども、
少なくとも納税者の立場から言ふ
ならば、課税といふものが公平であ
り、そんなに手心が増えらるるもので
はないとお互いに考えておるであら
う。たまたまそういうことがあつ
たにしても、これは全く筋の通つた
情状酌量であると考えておるであら
う。しかるに何でありますしやう
か。本件は、まさに課税初め十数人の
税務職員がぐるになつて、あるいは
また別々になつて、全く任意裁量とい
ふような格好でこういうことをやつ
ておるといふに至つては、もう話もくそ
も内容もないのであります。

ただ、私が本件を取り上げて――こ
れは見解の相違になるかも知れませ
んけれども、私がこの問題を問題にす
るゆゑのものは、幾つかの角度からで
あります。第一は、この種の問題がこ
ういふふうな発展をする以前に、一
体広島局長なり広島監察官といふも
のは、部下にどういふ指導をしてお
つたかといふことであります。一人や二
人ならぬ知らず、このように腐敗を
いたしたことはできないと私は痛感
をする。第二番目に痛感されることは、
私が言いますように、なぜこういうこ
とがそうも起こるのであらうか。これ
はやはり今なお税務行政に残つてお
る権力主義とそれから秘密主義がその温
床であるといふ痛感をする。この権力
主義と秘密主義がなくなつて、合理主
義と科学主義によつて納税者とひざ
を突き合わせた話であるならば、こ
ういふようなことでは私は起こらぬ
と思ふ。納税者が低い立場で頭を下げ
て、よろしく頼みます、それじゃ一つ
やつてやろうかといふような雰囲気
がこの汚職の温床ではなからうかと痛
感をする。第三番目には、この結果として起
こる納税者に対する信頼感の喪失とい
ふものを、国税庁として、大蔵省とし
て、どういふふうにしてこれを回復する
かといふ問題がある。以上の三つにつ
いてまず御答弁を承りたいのであります。

○北島政府委員 倉敷税務署におきま
してこのような事件が起りましたこ
とにつきましては、広島国税局の首脳
部は非常に心痛いたしました。まして
善後策を講じておる次第であります。
税務関係の汚職といふのは、ただいま
先生がおっしゃつたように、権力主義
から来たんじゃないか、こういうお話
もございまして、うなづける点もなきに
しもあらずでございますが、しかし、こ
れは、私は、税務行政といふものに、か
くに権力主義といふことが全然なかつ
た場合に、はたして汚職といふ問題
がなくなるものであるかどうかといふ

点につきましても、私は個人的にはまだ疑問を感じる節がございます。ただ、税務署で押しつけがましいことをやるからこゝろいふような汚職が起るのだ、こゝろいふ御意見も、私も反省としては十分いたさなければならぬ点でございますが、一事が万事権力主義からこゝろいふことが起こつたかという、私は必ずしもそうではなからうという感じもいたします。これは、納税者の側、税務職員両方からやつぱり大きなモメントがあるんじゃないかと思ひのであります。私は長い間役人をやつておりましてよく感ずるのであります。私が、私が税務行政をやらなかつたときにも、日本人といふものは何かを頼もろとすると必ずお礼する、お礼しなければ悪いんじゃないかというような社会通念があるように思ひます。これは民間であるならば通用するが、役人社会では決して通用しないのであります。それが、私も今までの経験におきまして、頼んだためにできたわけじゃありませんけれども、だれかにものを頼むと、それに対してお礼をしなければならぬ、こゝろいふ觀念が残念ながら私も日本人の社会に多いんじゃないか、これは西歐社会とはだいぶ違ひんじやないかと感じております。こゝろいふ空氣が一つある。

それから、お話のように、やつぱり税務行政といふものは何といつても大きな権力を持つております。一担当者の調査のやり方いかんによつては、金額がずいぶん違ひます。これに對しては、いろいろ率制の方法も事務的に講じてはおりますが、何といひまして一担当者の力が強い。こゝろいふことから、えてして納税者との間に

結びつきができやすいのではないか、こゝろいふ感じもいたします。それから、汚職事件につきましてもは年々減つてきてはおりますが、今から十年前の当時のあの生活の苦しかった時代、この時代においては、汚職事件は、はなはだ残念でございますが、非常に多うございました。最近に至りましては経済情勢が安定し、公務員の待遇も多少なりともよくなりつつある状況でございます。いろいろ相俟つて、税務部内におけるいわゆる汚職事件も年々減少いたして参つております。ただときどきたまたま御指摘のような事件がほこつぽこつと起るわけでございます。私が、私もとしてこれが全部とは考えがおりません。場合によりまして、氷山の一角じやないか、こゝろいふ感じもすることがあります。従ひまして、常に私は、各国税局長とともに相談めて、いやくも自分の管下からこゝろいふような汚職事件が起きないように、常に万全に配意いたしております。制度といたしましては、国税庁監察官の制度がございまして、全国に八十五人配置してあります。これが常に非行事件の未然防止と早期発見に努めております。それから、監督者といつたしまして、絶えず仕事の運び方を通じ、あるいはまた職員の私生活等の状況も把握いたしまして、いやくもこのようないたしないように注意いたしておる次第でございますが、往々にしてこのやうな事件が起りますことは、まことに申しわけなく思つております。今回の事件につきましても、その内容がはつきりいたし次第、部内におきまして、もちろん当然何らかの処置をするつもりでございます。

○奥村(文)政府委員 政務次官の立場からお答えを申し上げます。税務行政の中には権力主義、秘密主義のくせがあるという御指摘でございますが、私、政務次官に就任して国税庁の税務行政を見ますと、御指摘の通り、そゝろいふくせがかなり強いといふことを私も実は痛感いたしております。しかし、これは、税務行政の性格として、権力がなければそれはなかなか仕事はやつていけないのであります。が、少なくとも、御承知の通り、賦課課税の制度の時代とは違つて、申告納税制度として納税者に権利も義務も負わす、そゝろして納税者のやつたことを、あとから税務官吏が、それが妥当であつたかどうか、このやうな申告納税の制度に切りかえた以上は、なるべくなのこの権力主義とか秘密主義といふものは改めて、できるだけガラス張りの民主的な納税制度に改めるべきである、かゝるに私は考えまして、政務次官就任以来できるだけ国税庁長官らとお話し合ひをいたしまして、改善すべきものは改善したい、かゝるに存じておりますが、遺憾ながらなかなか私の思い通りには参りません。たとえて申しますと、ただいまのような広島国税局管内における御指摘のような重大な事件、税務官吏が、一人や二人が思ひ違ひして汚職をやつたといふことならばともかくも、一税務署の十数人まなつてやつたといふことになれば、これはゆゆしいことであります。さういふことは、去年の暮れに起つて、いまだにもつて政務次官の私には何の報告もなく相談もありません。そゝろいふことを考えると、秘密主義といふのはかなり徹底しておる、(笑声)さうに思ひますので、一つこれは早急に私の立場としてもこの事件を調べまして、そゝろしてまた来たるべき委員会の機会に御報告もし、また善処もいたしたいと思ひます。

○横山委員 次官がそゝろおっしゃるから私は申し上げるのですが、今私は、隠しマイク事件を主題にして、その援用として広島事件を取り上げておるのです。大蔵省部内における汚職はこれだけではありません。もうすでに横浜の問題はあなたも御存じのはずでしようが、東京の問題は御存じのはずでしようが、最近大蔵省における汚職事件の続発といふものをあなたは考慮してあります。単にこればかりじゃありません。私は、大蔵省に關連をいたします汚職事件ならば、四つや五つは今でもすぐに申し上げてしまふ。私はしかしそゝろいふことは言ひのほきらいですから、隠しマイク事件の援用として広島事件を取り上げておるといふことをお忘れなくお願いいたします。

それで、もとへ返しますけれども、長官は、権力主義と秘密主義はあまりないと、こゝろおっしゃる。私は逆にそゝろいふことがあるのだと言つておる。そこで、問題を少し筋道に返してみますけれども、隠しマイク事件、百二十万円の予算をもつて全国十一カ所の局へ約十二万円くらいの小型テープレコーダーを配置をする、そゝろして万年筆にしかけて、これによつて納税者の家へ行つて照つて録音をして、それを新たに証拠にする、こゝろいふ答弁がその間の一応最後の答弁であります。まあそれに対してはいろいろと言ひ方があつて、いや大體においては明示をいたしまして使用をいたしますといふお話がありました。けれども、これは、お答えの前に、われら大蔵委員会のこの間の雰囲気を通じて申し上げるのですが、こゝろいふ秘密にできる小型録音機を明示して使つて何と言つた、これに對する保証は何もない。相手に持つておることがわかる録音機ならば明示ができるかもしれぬけれども、それでも明示をしないで使つて方法はあつて、いゝわんや、小型の、万年筆にしかけられるやうな録音機を税金を投じて買つて、そゝろしてそれを明示いたして使ひますとぬけぬけと言ふやうなことは、これは本委員会では承するわけには参らぬ。従つて、この隠しマイクと稱する小型録音機であります。この小型録音機を使用することについては、どうして私も私は納得いたしかねる。こゝろいふ予算を要求したこと自身に私も私は疑念を抱かざるを得ない。そゝろいふ税務行政といふのはどういふことであるかといふことであります。また、本年度の予算を引用をいたしてみますと、まあ形は少なくなつておるけれども、形も變つておるけれども、第三者通報制度、密告制度の裏返し、の報償費といふものがある。また青色の取り消しの費用は去年の倍になつておる。予算で青色取り消しの手続費用が倍になるといふことは、一体どういふことであります。か。来年は一つ青色の取り消しを倍やつてやろといふことを計画をすることでありまして、私は、本年度の予算の中に含まれてゐるこの種の一連の政府の考え方が、一体どういふ心理から出ておる

か、理解に苦しむのであります。しかし、いろいろな引用をいたしておつても仕方ありませんから、一つだけに問題をばらばらしてお伺いをいたしますが、一体予算に盛り込まれた小型録音機は、予算を通つたのであるかどうか。また、通つたとするならば、われらのこのような主張に対してどういうふうにお考えになるか。この際、小型録音機をもう買わない、使用しないというふうにお考えになるのが当然であると思ふけれども、どうでありますか、その辺を一つ誠意のある御答弁を承りたいと思ひます。

○北島政府委員 私実は昨日ちよつと急用がございまして、役所を離れておりまして、横山先生の御質問を直接承ることができませんでしたが、戻りまして、調査査察部長から委員会における横山先生の御質問の内容を承りました。実は私も非常にびっくりしたのであります。と申しますのは、先生が隠しマイクを含むようなそういう小型録音機を買つたというのを断定されて、その上の御質問だったからであります。私も調査査察部長からその話を聞きまして、これはとんでもない誤解じゃないだろうか、一体どこからそういう御質問が出たのだらうかと思ひまして、いろいろ調べてみますと、その先生のネタは確かにあるわけでありまして、今先生がたとへば隠しマイクの小型録音機とおっしゃり、あるいはまた第三者通報の報償費の問題をお話しになり、あるいはまた青色申告の取り消しを倍にするというやうなことで、これは私実はきのう初めて承知したのであります。非常に納税に関する週刊誌が非常に誇大に書いておりました、それ

を横山先生はお説みなされたのだ、こ

ういうふうな私にも承知したのであります。これからはもちろん私もとしてそのやうなことをないことを御説明申したいと考えますが、決して、私ども、万年筆の先にしかけるやうな、そういう小型の隠しマイクのできる録音機を使うというやうなつもりじゃございせん。現在、各国税務局の調査査察部における査察の場合における容疑者の方、それから参考人の方から質問てんまつ書を記録するための補助手段といたしまして録音機がございまして、これは非常に旧式な大型の録音機でありまして、六、七貫匁くらい目方がございまして、これは一々持ち運びに不便でございまして、しかも性能が非常に悪い。従ひまして、これを携帯に便する小型の録音機を買つて配置しようというのであります。決して某通信紙に出ておりますやうな、ポケットに入るやうな小さな小型マイクというものを買つたものではございせん。まずその点を第一に御了解いただきたいと思ひます。

第二点は、まだ密告制度みたいなのを使つておるじゃないかというお話であります。これも実は某通信紙の誤解であります。なるほど予算には第三者の課税協力者等報償費というののございまして、金額がございまして、この中で第三者通報制に基づいておる報償費が確かに計上はされております。ところが、これは第三者通報制はなくなりまして、これは第三者通報制はなくなりまして、なくなる前に通報された方の事件が片づかない、毎年若干ずつ片づいていくわけでありまして、その片づいた場合におきまして、

かつて第三者通報制の生きておつた時代に通報された方に対する報償金が計上されておるわけがございまして、昔の第三者通報制の形を変えて存続するといふやうなことはございせんから、御了解願ひたいと思ひます。

第三点は、来年は青色申告の取り消しを倍やるのじゃないか、こういうお尋ねであります。実は私は先生のネタをよく拝見いたしますと、青色申告の取り消しというのではなくして、こ

ういうことが書いてある。「調査強化」ともなつて更正決定の大幅な増加も見込まれるが、歳入予算でもすでに追徴税を四百億以上見込んでおり国税庁でも、これに關する経費として更正決定通知費を前年度の二倍、約三千万円を計上している。これらのことから各部門にわたつて更正処分が激増するものとみられてゐる。」この記事を援用なさつての御質問かと思ひますが、これはとんでもない誤解です。と申しますのは、これは国税徴収法の施行に伴うものでありまして、新国税徴収法がことしの一月から施行になりまして、予定は三十四年十月から施行される見込みでありました。そこで、新国税徴収法の立案までにおける審議の過程をいたしまして、租税徴収制度調査会におきまして三年間御審議願つたのであります。その際、租税徴収制度調査会における委員の御意見といたしまして、更正決定のやうな重要な書類の送達方法が今までルーズだった、これについては書留でやるのがしかるべきだ、こ

ういう御勧告がございまして、新国税徴収法の施行とともに、更正決定等の重要な通知書は書留郵便をもつてすることにいたしましたわけ

であります。従ひまして、一応予算上では昭和三十四年の十月から新国税徴収法が施行の予定でありまして、それが一月になつたわけでありまして、三十五年はそれがフルになるといふので倍額が計上された、こ

ういうわけでありまして、決して更正決定をどん

とやうなためにこの更正決定の通知費を倍に計上した、こ

ういうものでございまして、御了解いただきたいと思ひます。

○横山委員 最後の点はわかりましたけれども、いわゆる小型録音機の問題は釈然としません。少なくともこの間次官を初め国税庁の首脳部の人がいらつた。人によつてずいぶん話

が違つてゐる。そして、きよう長官が来たから、こつ然としてまた何か違つた話であつて、初めからこつ然とした話。私は私は了解できません。この間いろいろ相談をした結果、こ

ういふ話なら、私はわからぬではないけれども、この間人によつてみんなてんでんばらばらの解釈をして、こ

ういふ話なら、私はわからぬではないけれども、この間人によつてみんなてんでんばらばらの解釈をして、こ

ういふ話なら、私はわからぬではないけれども、この間人によつてみんなてんでんばらばらの解釈をして、こ

ういふ話なら、私はわからぬではないけれども、この間人によつてみんなてんでんばらばらの解釈をして、こ

ういふ話なら、私はわからぬではないけれども、この間人によつてみんなてんでんばらばらの解釈をして、こ

りません。ただ携帯に便利だという観点で小型のものを採用したいと考えておる、というふうに私はお答えいたしましたつもりでございますが、もし誤解がございましたら、御了承願いたいと思います。

○横山委員 あなたは、マイクの値段を、単価十二万円くらいでどのくらいのが買えるか、御存じですか。

○竹村説明員 私どもが予算を主計局へ要求いたします場合におきましては、ある程度の品物を予定いたしております。これは要求のときの資料でございます。これは要求のときの値段でその品物を買えるかどうかは別でございますが、申し上げます。

それはソニーのベビークォーター、SA-1Aという型でございます。その大きさは、横が十五センチ、縦が十九センチ、それから厚さが六センチ、目方が二キログラム、大きさは、東京都内に電話番号簿がございますが、大体あれを半分くらいにしたものだとお考えいだいて間違いないでございます。この単価が一台十二万円でございますので、十一台で百三十二万円、それに対して、予算の節減が三%かかっています、それを差し引きまして百二十八万円という数字で、私どもは主計局にお願いしたわけでございます。ただ、一昨日におきましては、はたしてその値段で買えるかどうか、また買うための手続その他がございますので、はっきりとどれくらいの寸法であるかということをお願いしたわけであります。ただ、先生方の御質問になりましたような万年筆へ仕込むいわゆる隠しマイクというようなものは考えていないということ、私は御説明申し上げ

たつもりでございます。私どもが予算
要求に際して考えておりました寸法は
以上の通りでございます。

○横山委員 断わっておきますが、私は隠しマイクという言葉で言っているのですが、隠しマイクであってはおおさらいかぬし、それから納税者の前にテープレコーダーを明示するのであっても、どんと置いて、さあものを言いなさいという態度は承知しないと言っているのですよ。お間違ひになつては困りますよ。これはこの前はつきり原則を申し上げておたのです。そこで、長官、この前あなたは見えなかつたから、もう一べん論拠を言いますけれども、お互いに政治をやつておつて、こういふ心臓の厚いような答弁や質問をしておれば、テープレコーダーはどうにも思いません。しかし、納税者は税務署へ呼んで、あるいは納税者が想像はしますけれども、カバンの中に入れて、何も明示しなくても使えさうな気がします。だから、問題は、いかにして利用するかということじゃありませんか。携帯に便利だということでは、カバンに入るということになるでしよう。もしその気があれば、明示せずして使えるじゃありませんか。長官は絶対使わせないと、どういふふうに保証いたしますか。私は、なぜ

一体そういうテープレコーダーが税務行使の上に必要なのかということを、根本的な心理から押しておるのです。テープレコーダーというのは一つの威嚇ですよ。そうでしょうが、部長は、証拠にはいたしません、こう言っている。証拠にはいたしません証拠にいたします。逆に言えばこういう意味なのです。そうでしょう。これはあなたた証拠にならないから言いなさい。そして

てしゃべり始めるでしよう。そうすると証拠にはさせぬ。証拠にはさせぬけれども、税務署ではその言ったことをちゃんと胸に焼きつけるでしよう。証拠にはしないけれども、あのときにはああ言つたじゃないかという気持が、そのとき腹にきつぱりとおさまるでしよう。それは歴然たる証拠にあらざる証拠にするつもりでしよう。表には出さないけれども、あれがあのとときに言つたんだという証拠が腹の中におさまるでしよう。二つの意味でこれはいかぬと私は思う。もう少し徴税制度というものは科学主義と合理主義と納得というものを持たなければいかぬ。私ならいひです。マイクを置いたらよければいいですよ。商売ですから。一般の人は、マイクをそばに置かれて、さあ、しゃべりなさい、しゃべりなさいといひて、何を言つたらよいのか、黙つていたらよけいいかぬ、そういうあせりがそこに生じます。そういう人間の心理というものを、納税者の心理というものをあなたはどうか考えるのですか。明示だから証拠にしないから大丈夫じゃないか、そういうことで話は済みましようか。私は、特に北島さんのような人格の高潔な人が——おせじに言っているのじゃありません。私は尊

敬している。そういふ人が、このマイクの問題について、ほんとうに心中すなおに、私に対して、このマイクは善しつかえないと一休斷言なさるのか。私はほんとうに不思議に思ふのです。

○竹村説明員 お答を申し上げます。

その前に、一昨日の私の答弁につきまして、若干の誤解がございましたようでございますから、その点からまず釈明をさせていただきます。

その節に申し上げましたことは、先生方の方から隠しマイクでとるだらうというお話がございました。それに對しまして、私がお答へ申し上げましたのは、隠しマイクでとるよりなことをいたしました場合におきましては、これは証拠能力の面におきまして、やはり問題があるわけでございますから、私どももいたしましては、さういふなことをするつもりは毛頭ございません。甘んじようというのを申し上げたつもりでございます。(発言する者あり) いや、私を申し上げたつもりでございませう。

その次の問題といたしまして、かりに相手方にマイクを使うということを示した場合には、おきまして、マイクを据え付けておくということとが、相手方に対する威嚇になりはしないかという点でございます。この点は、どのようにマイクを使うかという問題にかかると思いますが、私どもも考えておりますのは、マイクを使いますからということをしるべきで、そうして関係者の方がけつこうでございませうという同意を得た上で使いたいというふうに考えております。

○横山委員 それは部長さん龍弁だと思ふのです。私はいやがらせを言うつもりで、

もりじゃないのですが、なぜ一体最初
 に広島事件を持ち出したのか。あなた
 の部下ですよ。査察調査課長だった人
 ですよ。そういう人が現にこういう汚
 職をやつておつて、片一方でマイクを
 使いますと言つたつて、説得力がない
 ですよ。私はかねがね主張しておるの
 ですけれども、調査査察というものに
 ついて形を変えてもらいたい。もう少し
 し科学主義、合理主義というものを

やってもらいたい。相手に対して説得力のある方法をとってもらいたい。できるならば調査査察は廃止してもらいたい。できないにしても査察という言葉はとってもらいたい。調査という言葉で仕事をしてもらいたい。さらにマンモス企業を中心にやってもらいたい。当時のあなたの方の意見としては、マンモス企業、大企業は帳簿面が正確でございますから手のつけようがない、監査制度、相互牽制制度が確立しておつて、もうごまかす方法がないのです、それよりも中小企業の方、同族会社の方が帳面がいいかげんでございますから、やっぱりやつたらやつただけのことはございます、こういうような当時のお話でございました。そういう気が持がまだ抜け切っていないように私は思うのです。確かに今度特別調査官制度ですが、できて、一つの方向を出されたのはけっこうなことだけれども、いかにその機構を作つても、この機構に筋金を入れる人間の考えが、調査査察の仕事の運営の気持がこういふような権力主義や威嚇主義や秘密主義のような形では、私は、失礼でございますけれども、うまくいくはずがないと思う。現にあなたの部下がそういう失敗を繰り返しておる

じゃありませんか。私は多くを申しませんけれども、政務次官に一つ御答弁をお願いしたい。あなたの間からこそあんな話でございまして、理非曲直、事情はもう明白になりました。このように小型録音機を納税者に対して使ってはならぬと私は確信をするが、いかがでございましょうか。

○奥村(又)政府委員 私は、先般の委員会におきましても御答弁申し上げましたように、現在の査察行政のやり方について相当改善すべき点があるという考えを持っておりますが、遺憾ながら、国税庁長官初め国税庁の当局の方と、いろいろ相談しておりますが、意見がまだ十分一致しません。そこで、この小型の録音機につきましては、現在の査察のやり方をそのまま将来とも続けるとするならば、五十歩百歩やむを得ないのじゃないかと申しまして、秘密で聞き取るとか、あるいはこれを言質にとつてどうというのじゃない、調書をとるための事務的な、補完的な手段だといくらにしか私は考えられぬ。長官も査察部長もいせんし、事前に私は何の御相談も受けておらぬから、その程度しかお答えができませんでした。こういうことであります。そこで、これを使うとすれば、結局現在の査察制度はこのまゝいくのだ、その事務的なやり方について不十分だから補完的にこれを使う、つまり現在の査察制度のやり方を補強する、こういう意味で、私はその前に査察制度というものを根本的に再検討すべきじゃないか、こう思うので、議論がいつも根本にいきまされども、しかし、現在の査察制度でいくにしても、これはいろいろ法的に疑義がある、かように私個人

人は考えますが、何しろ事前に相談もありませんし、これから部内でよく相談して善処したいと思ひます。

○横山委員 次官、不審なことをおっしゃるですね。この間一体何を御聞きになったのです。この間あなたにいろいろとお話をし、御答えていただいたから、もはや四十八時間たつていまして、もう問題の焦点は明らかだ。こゝろは何かもう今始まったことじゃない。この間ある程度始まつて、そうしてあなたに回答をお願いしておいたのです。私はできれば大臣に出てきていただくたいというふうにお願ひしておいたのですが、今のあなたの答弁を要約して言うならば、おれは査察制度にメスを加えたい、現状のままなら隠しマイクをやむを得ぬ、こういうおっしゃり方です。それじゃ何いますけれども、政務次官として責任を持っておっしゃるならば、一体今の調査査察の方法をどういふふうに改善なさろうとするのか、その点を一つ明確にしてください。私も、これを言ひ出した以上は、そういういかにげんな皆さんの御答弁ならば、議員に許されたあらゆる権利を行使してこの問題に対して徹底的にやりますよ。答弁に誠意がないですよ。

○奥村(又)政府委員 これは一つ誠意をもつてよくお話ししましょう。

そこで、まずこつちからのお願ひですが、隠しマイクと初めから断定なさるのはいかがかと思ひので、これはあらかじめはつきり納税者にマイクでお話を録音いたしますからと、まあ納税者の了解を得てというものであつて、先般私の答弁には、これは調書をとるか、あるいは調書を補完する意

味だから、もちろんあらかじめ納税者の了解を得て使うということが前提であつて、隠しマイクなんというのは絶対になすべきものじゃない。それは初めから私は申し上げた。だから隠しマイクというお言葉は一つあなたの方もやめて、国税庁長官の言われる、調査をいただくので、その補完的な意味で、納税者の了解の上でそういうことをやるのはいかどうか、こういうことをやってお答えします。私の考えでは、そういう納税者の了解を得てということを使つても問題がある。と申しますのは、先般の委員会でもお話があつたように、それじゃ納税者が初めから拒絶するんじゃないか。査察そのものが威嚇的なことにどうしてもなりやすい。何十人も一べんに家宅に侵入といひますか、入り込んでやろうとすれば、どうしても納税者の心理としては威嚇される。そこへもつてきてマイクを置いてさあこれだといふことになる、納税者も警戒すると申しますか、つい言いたいことも言えぬ。しかも、憲法に規定されてあるように、いやなことは言わぬでもよろしい、自主的なお答えでよろしい、こういうことでいくならば、録音機を持つていくと納税者を無用に刺激するんじゃないかと思ひのです。しかし、私が先ほどから申し上げるように、現在の査察制度を前提としてというのには、査察といふことは、初めから犯罪の検挙とかあるいは犯罪の捜査を目的として令状を持つていくもので、そこに問題がある。この査察制度を改善すべきだといふのは、初めから犯罪捜査、検挙といふことじゃ、いろいろトラブルがあり、また行き過ぎがあるの、税の調査なら税の調査と

して、あくまでも調査らしくいくべきだ、そこに工夫が要るじゃないか、こゝろの意味において申し上げておる次第であります。

○横山委員 そういふ意味で申されるなら、それでは政務次官にその意味でさらにあなたの真意をただしたいのですが、要約すれば、あなたは、これは明示しても、この小型録音機はやはりいかぬといふ私の意見に同調されるわけですね。しかし、同調されながらも、現在の査察制度があるからにはしやうがないとおっしゃる。現在の査察制度をけしからぬとおっしゃるならば、私よりももう少し高いところで議論をなさつておられるわけですね。私もけしからぬと思ひのだけれども、さしあたらしくこの小型録音機は断じて使つてくからずという論拠に立つて—あなたの方、現状が悪いのだから小型録音機を使つてもしやうがないじゃないかという論理は、少し飛躍し過ぎやしませんか。もしも、納税者に対して小型録音機を使うなんということはやめなければならぬといふお考えであるならば、現状においてもいいと思ひことは一つでもやらなければだめです。だから、この査察制度の根本的なあり方についてはお説の通りでありますし、私の前からの所論でありますから、これは今後相談をいたしまして、今問題のお力を借りましょう。しかし、今問題の焦点となつております小型録音機を使つてはならぬのだという考え方は、これはいふならば単に録音機の問題ではないです。こゝろのものを使おうとする心理がいけないと私は言つておる。そうでしょう。それだつたら、あなたも、わかつた、それじゃ小型録音機

はやめると、なぜおっしゃらないのですか。私は、論理の帰結としてそこにくのが当然だと思ひます。

○奥村(又)政府委員 お説もつともに存じます。しかし、あらかじめ内部で国税庁当局から私に御相談があれば、まずもつてなぜこゝろのものを使わねばならぬかといふことで相談して、私の意見も入つて善処できたのですが、何しろ内部でいまだに相談がありませんから、この決定はあとからいたしたいと思ひので、ただいま御答弁はいたしかねる、こゝろのわけであります。

○横山委員 こゝろまで話をしてきたのですから、あと戻りの話をしないように、一つ前向きな話を次官としましやう。今までにそのことをいろいろ次官あるいは大臣に御相談をした仕組みには私はなつておらぬと思ひので、一つでも変わったことをやるならば、御相談があつてしかるべきかもしません。しかし、われわれが問題にしたいのは、今は、さあ、いろいろな事情が明らかになつた、さあどうしようという段階にあるわけですね。これ以上もう調べる問題はないのです。あとはやるかやらないかという判断の問題だけですよ。小型録音機を使うか、われわれの目の前にあるのです。小型録音機を使うけれども条件をつける、こゝろのものは理由にならぬ。条件付で使用するなんということは条件にならぬのだ、使うか使わないかだ、そこまでする心理がなければならぬ。そこで私はもうあなたに判断を願ひます。あなたもおっしゃるやうに、この小型録音機を明示して使つたところで、納税

者に対する心理的な圧迫ということは免れがたいとお考えになる。そうだとしたら、この小型録音機はやめるというふうにも判断をなさっていいのです。

○奥村(文)政府委員 もうすでに国税庁としても予算要求もしておるので、使うという方針を立てておるが、もしかりに私が私の判断でこれを使つてはいかぬということになると、内部の不統一になりますから、ここでは答弁できませんので、もう少ししばらくお待ちを願いたいと思います。

○横山委員 この間ここまで議論をして、そろそろまたきょうここまで議論をして、それでもうしばらく待つてくれとおっしゃるのは、私ほんとうに遺憾だと思ふのですけれども、それではこれはあらためて政府側の見解を統一されて、本委員会に正式に政府を代表して、この小型録音機問題についての御答弁をされることを要求いたします。

○國連質問があるようでありますから……

○堀委員 今の問題に関連して調査警察部長にちょっと伺いたいのですが、現在テープレコーダーというのは一体全国でどういふふうに配置されておるのですか。

○竹村説明員 申し上げます。

昭和二十七年の五月に、各国税局に對しまして、一台ずつ購入いたしました。配付いたしておるものはございまして、追加補充いたしておるものはございまして、二十七年に購入いたしました分が、いづれにいたしましても主力をなしておるわけでございますが、その分は非常に大型でございまして、また性能も

最近の製品に比較いたしますとかなり劣つておるような状態でございます。

○堀委員 あとで補充をしたというところでありますが、お役所のことですから、使えないものをそのままに使用しておられるとは私は了解しない。なるほど精度がいかに悪いかというところは、音楽の何かをやるときか、そういうことならもちろん精度に関係がありましよう。しかし、昭和二十七年というものは、東京通信工業がちゃんとテープレコーダーとして発売をしたものであつて、なるほどその後の問題は別個として、あなた方が調査警察に行か

れるときに、現在それを手で持つて歩いて行つておるのですか。私は、皆さんが局から行くときに、当然自動車で行くのだと思ふのです。みんなが行列を組んで歩いていくようなことがありますか、伺いたい。

○竹村説明員 お答え申し上げます。

現在は性能が劣つておりますのみならず、非常に重いものでございまして、持ち運びができませんので、使っておりません。ただこの際御説明申しておきたいと思ふ点は、たとえば私どもが聞き取ります相手方は、直接の被疑者である場合もございまして、また、被疑者ではございませんが、その被疑者と取引をいたしているいわゆる取引先、かような場合もあるわけでございます。取引先の場合におきましては、自分に直接の關係がないにもかかわらず、関連調査を受けるわけでございますから、非常に御迷惑にお感じになることと思ひます。また、私どももいたしましては、さういふ向きに對しましてはできるだけ無理のないような処置をしていくわけでございますが、

そういう場合におきまして、今ちょっと忙しいからできるだけ簡単にしてはしいというふうな話でもございまして、それで録音してあとから判をいただきに参りますというふうなことも起こり得ないわけでもございせん。聞き取りをいたしまして調書に作りま

すのと、それからその場でレコードにおさめて参りますのと、時間を比較いたしますと、大体十分の一くらいで済むようでございます。さういふこともございまして、今まで持ち運びをいたしてないからといって、これは物理的にできないわけでもございせんが、今後携帯の必要がないとは必ずしも言い切れないというふうに私どもは考へておるわけでございます。

○堀委員 今のお話は、二つ重大な問題がある。現在使つていないといふことをあなた方ははつきりおっしゃつた。現在は使つていないといふことであるが、これは政務次官も聞いておいていただきたが、新たな問題なんです。前からあるからこれを使うといふなら話は別ですが、使つてないといふきり今言つた。使つてないけれども今度使うのだといふことになれば、これは一つの問題がある。

それから、もう一つの問題は、持ち運びができない、こゝういふことを言われた。持ち運びができないというテープレコーダーといふものは販売されておらぬ。過去において知つてゐる限り、放送用とか特殊なものとは別として、一般の市販に出ているものは持ち運びができるものであつて、持ち運びができないというものは重いか重くないかい問題であつて、それは必要があれば持ち運べるのじゃないかといふ

うに私は思ふのですが、この二点についてどうですか。

○竹村説明員 私のお答えが不十分なところがございまして、補足して申し上げます。今まで使つてないと申し上げるつもりではございせんでした。二十七年に購入いたしました使つてはおります。しかし、それは局内で使つておるのでございまして、先ほど私がお話し申し上げましたような、取引先に出向きまして関連調査をいたすような場合におきましては、現在において使つてない、こゝういふことを申し上げたのでございせん。

それから、第二点といたしまして、重いから動かすことができないからと、非常に不正確な表現を使つたわけでございますが、實際の問題といたしましては、そのお得意さんのところへ出向いて参りまして事情を聞いてからでないとはたして普通の手続によりまして質問のてんまつ書がとれますのか、それとも忙しいから簡単にしてくれ、判はまた見せてもらつてからつくからといふようなお話になりますのかどうか、この辺は出向いて直接お目に

かかつてからでないと思ふがつかねるものでございまして、そのために、また現在のものは非常に重うございまして、それをわざわざ携帯していくようなことはやつてない、こゝういふことを申し上げたつもりでござい

ます。○堀委員 ますます重大だと思ふのです。そうすると、さっきの話では、何か忙しい取引先に行ったときには、テープレコーダーを使つてとつたという実例があるのかと思つて聞いていた。非常に便利で十分の一に時間が短縮で

きると言つたでしよう。これはやつておることだと理解しておつたら、そうじゃなくて、今局の中にだけ置いてある、外には一切持つていかないということならば、これは次官も聞いていただきたいが、小型マイクを使うということとは、新たな取り扱いということに理解してもらわねばならぬ。あなたが今言つたように、いろいろ様子を聞いてからやるということじゃなくて、いつでも持つていって、いつでもおるんだといふことになる、だいたいこれは重大な問題に発展をしておると思ふ。

それから、もう一つ伺つておきたいと思ひますのは、この間から非常に疑問に思ふのは、一体何に使うのかよくわからない。録音をとるからよろしいですか、よろしいです、こゝういふことになつて、録音をとつた。しかし、同時にあなた方は調書をとつて、それをその人に読んで、あなたの調書はこゝういふのでございまして、確認していただかれますかといふて判を押してもらふ。そしてもう一つ録音がとつてあるわけでしょう。今度はこの録音はどう使うのですか。記録の正確を期するた

ないそうです。これは不可思議なことがあるものかと思つて理屈を聞いてみますと、これは相互会社であるから銭は納めなくてよいのだ。これも私は研究不十分でありますから、ボロが出るかもしれない。その点は先に断つておきますけれども、今の隠しマイクとはちよつと違ひまして、ボロが出るかもしれないから……。ただ私が不審に感じますことは、大蔵省が、もうかつておるから契約者のために少しはやつてやれというので、一生懸命に保険料を下げさせた。それから株主のために配当をふやさせておる。それほどうだ——とつたらどうだという意味はちよつと語弊がありますね。当然税金が出されておつても普通ではないかという意味に訂正いたします。何も私は保険会社がにくいと言つておるのではないです。そこで、理屈を聞いてみますと、相互会社だからこれはいいのだということだそうでありまして。そのところへいくと、正直なところ、私は理屈負けしてしまつた。理屈は一通り聞かしていただくだけでも、どうもやはりうんそうか、これは一理屈あるわいと思つた。思つたけれども、それで一体常識論というものが通るだらうか、もう一べん私は政治家として考へてみたのです。なるほど法律上は問題はないかもしれぬ。けれども、われわれがお互い税の公平を期しておる常識上、それは一通る話か通らぬ話かというところは私は考へるに至つたのです。ですから、お伺ひしたい点から、保険課長からは簡単でけっこうです。今、いわゆる配当の自由化——こんなところに自由化なんておかしい。

何でもかんでも自由化々々と言へばいいと思つてゐるが、それはおかしいのですが、いわゆる配当の自由化論というものは今どういふことになつておるのか。大蔵省としてこれからどういふ方向にしようとするのか。それから、それに関連をして、税の面から、相互だからというわけで取らないらしいのだけれども、その理屈は何か、その理屈がかりにあるとしても、常識論から一体それは妥当なものであるかどうかという点を、御両所からお伺ひしたいのであります。

○中嶋説明員 簡単に答え申し上げます。 保険会社の大部分が相互組織で経営しておることは、御質問にあつた通りでございます。相互会社組織と申しますのは、株式会社と違ひまして、株主がいらない、いわば社員が全部株主の地位にあるというふうなものでございまして。従ひまして、ただいま御質問にありました配当につきましては、これは株主配当ではございまして、契約者配当でございまして。本年度の生命保険会社の決算状況がどうなるかという点では、私も今各社から見込みをとりまして集計中ではございますが、この決算の中身といたしまして、配当準備金に繰り入れるべきものがどのくらいたまつてくるかというのを今後検討しなければならぬ。これに関連いたしまして、その配当準備金を来年度におきましてどの程度配当して契約者に返すか、保険料を安くするかどうかという点が今問題になつておるわけでございます。これにつきましましては、各会社それぞれ考へ方も違ひましようし、いろいろな動きもあるようではございますけれども、私も、私どもとしましては、各社別に内容をよく検討いたしまして、妥当な線に落ちつかせたい、かように考へております。

この部分は、企業計算上の利益には上り配当金部分は益金不算入ということになりますので、この点だけ、税金収入といたしましては、生命保険会社の所得は減る。この二つの要素から、生命保険会社については法人税が課税にならない。いわば法人、個人を所得税として一体として見ておるのが現行の考へ方でありまして。そこで、事業体としての生命保険会社をどういふ格好で見ようのかどうかというところが、横山先生の御指摘の常識的に見てどうかという問題に関連するかと思ひますが、この点につきましましては、過去にいろいろ考へ方がございまして、事業税あたりはどういふふうに見るかという考へ方があつたわけでございます。事業税は、御存じのように、原則的には国税の法人税の課税標準をそのままとするという考へ方に立つております。しかし、事業税につきましましては、必ずしもそういう考へ方をとらなくともよいという考へ方も、事業活動に對しますところの利益負担としての税金として考へますならば、成り立つわけでありまして。しかしながら、法人税の課税標準をとりまして、今言つたような考へ方で税務上の課税所得はなくなりまして、そういう考へ方を昭和二十九年から立てまして、それで収入保険料の外形標準だけで事業税を課税いたしております。法人税につきましても、単に個人所得として取得するときに課税するのではなくて、収益の発生段階において課税するという考へ方があるかと思ひますが、これらの考へ方につきましましては、ただいま私どもの方の局長が申しましたよう

も、私どもとしましては、各社別に内容をよく検討いたしまして、妥当な線に落ちつかせたい、かように考へております。

○横山委員 一応簡単にいいですから、要点だけ一つ……。 ○崎崎説明員 お答え申し上げます。 生命保険会社の課税につきましましては、現行税制はこういふ考へ方をとつております。 基本的な考へ方といたしまして、個人が払い込み保険料を出しますと、これは貯蓄でございまして、この分を保険会社が収入保険料として受け入れます。これを運用いたしまして運用益を上げま

して、その部分が契約者配当準備金、あるいは一部は責任準備金となつていくわけでございます。この運用益部分をどういふふうにして課税するかという点が問題でございます。横山先生が言われましたように、その保険会社の段階におきまして、運用益を生じたところにおいて課税するという考へ方も一つあるかもしれません。現在の税制は、この運用益部分は満期保険金をもらつたときに課税するという建前になつております。従ひまして、満期保険金を個人が受け取りました際に、過去におきまして払い込みましたところの保険料を累積いたしまして、それを満期保険から引きまして、その残りのいわゆる運用益の貯蓄の利子部分に對しまして個人所得税は課税する、こういう建前でございまして。ただ、その運用益部分は満期保険でたとへば三十年一時に現われましますので、一時所得といたしまして、半分は課税いたしまして、個人の総合所得の一部といたしまして課税するという考へ方ではございまして。生命保険会社の方は、ただいま申し上げましたように、満期まで預かるという格好になりますので、その部分は責任準備金あるいは契約者配当準備金といたしまして、相互会社的な建前といたしまして、損金算入を認めるといふのが古くからの慣例でございまして。なお、もう一つ、生命保険会社につきましましては課税にならない要素がございまして。この運用益部分というものは、御存じの通りに、相当部分の他会社からの配当分がございまして。他会社の配当分につきましては、御承知のように、現在の税制は、法人間の配当は益金不算入でありますので、

この部分は、企業計算上の利益には上り配当金部分は益金不算入ということになりますので、この点だけ、税金収入といたしましては、生命保険会社の所得は減る。この二つの要素から、生命保険会社については法人税が課税にならない。いわば法人、個人を所得税として一体として見ておるのが現行の考へ方でありまして。そこで、事業体としての生命保険会社をどういふ格好で見ようのかどうかというところが、横山先生の御指摘の常識的に見てどうかという問題に関連するかと思ひますが、この点につきましましては、過去にいろいろ考へ方がございまして、事業税あたりはどういふふうに見るかという考へ方があつたわけでございます。事業税は、御存じのように、原則的には国税の法人税の課税標準をそのままとするという考へ方に立つております。しかし、事業税につきましましては、必ずしもそういう考へ方をとらなくともよいという考へ方も、事業活動に對しますところの利益負担としての税金として考へますならば、成り立つわけでありまして。しかしながら、法人税の課税標準をとりまして、今言つたような考へ方で税務上の課税所得はなくなりまして、そういう考へ方を昭和二十九年から立てまして、それで収入保険料の外形標準だけで事業税を課税いたしております。法人税につきましても、単に個人所得として取得するときに課税するのではなくて、収益の発生段階において課税するという考へ方があるかと思ひますが、これらの考へ方につきましましては、ただいま私どもの方の局長が申しましたよう

も、私どもとしましては、各社別に内容をよく検討いたしまして、妥当な線に落ちつかせたい、かように考へております。

○横山委員 一応簡単にいいですから、要点だけ一つ……。 ○崎崎説明員 お答え申し上げます。 生命保険会社の課税につきましましては、現行税制はこういふ考へ方をとつております。 基本的な考へ方といたしまして、個人が払い込み保険料を出しますと、これは貯蓄でございまして、この分を保険会社が収入保険料として受け入れます。これを運用いたしまして運用益を上げま

して、その部分が契約者配当準備金、あるいは一部は責任準備金となつていくわけでございます。この運用益部分をどういふふうにして課税するかという点が問題でございます。横山先生が言われましたように、その保険会社の段階におきまして、運用益を生じたところにおいて課税するという考へ方も一つあるかもしれません。現在の税制は、この運用益部分は満期保険金をもらつたときに課税するという建前になつております。従ひまして、満期保険金を個人が受け取りました際に、過去におきまして払い込みましたところの保険料を累積いたしまして、それを満期保険から引きまして、その残りのいわゆる運用益の貯蓄の利子部分に對しまして個人所得税は課税する、こういう建前でございまして。ただ、その運用益部分は満期保険でたとへば三十年一時に現われましますので、一時所得といたしまして、半分は課税いたしまして、個人の総合所得の一部といたしまして課税するという考へ方ではございまして。生命保険会社の方は、ただいま申し上げましたように、満期まで預かるという格好になりますので、その部分は責任準備金あるいは契約者配当準備金といたしまして、相互会社的な建前といたしまして、損金算入を認めるといふのが古くからの慣例でございまして。なお、もう一つ、生命保険会社につきましましては課税にならない要素がございまして。この運用益部分というものは、御存じの通りに、相当部分の他会社からの配当分がございまして。他会社の配当分につきましては、御承知のように、現在の税制は、法人間の配当は益金不算入でありますので、

に、よく検討しなければならぬと思ひます。この点は、アメリカにおいても、全保険部門の所得と投資部門の所得とを合算せしめて課税する方がいゝか、あるいは投資部門の運用益部分だけに限って課税するのがいゝか、議論のあるところでありまして、あつちに行つたりこつちに行つたりして、ずいぶん改正が行なわれております。私も、その点はどういふようにするのがよいかということ、今検討中でありま

す。

○横山委員 理屈はなるほどそういうものであるかと、私もある程度教へてもらひまして、その理屈自身については、まだ私不勉強でありますから、取り立てていかにいふものは見つかりませんけれども、しかしいづれにしても現行の制度には納得し得ないものを私は感じます。いわんや、毎日々々片一方の大蔵省の一部では、もうかつておるのだから、保険料を下げろ、配当をふやせという結果になるのでしょ

う。そういうふうによつておりながら、そこから税金が一文も出ておらないといふことについては、やはり私は釈然とし兼ねるものがあるのです。私は不勉強でありますけれども、その理屈には大所高所からの見解というものを忘れてゐるところがあることを、私は痛感するわけでありま

す。それで、保険課長にお伺ひしたいのですが、当面の配当の自由化の問題については、大蔵省としては、今お話しのように、配当を全部自由化するといふことに保険会社を説得される自信を持つておやりになるのですか。大体どのような方向でこの処理をされてお

○中嶋説明員 お答え申し上げます。保険会社の契約者配当は、保険会社が年々長期にわたつて保料料を契約者から受け取つて、これを有利に運用いたしまして保険金に充てる、かようなシステムになつておるわけでございますが、その中で死亡率がだんだん減つて参るとか、あるいは運用利回りがかなりよくなつたとかいふような事態がありますと、年々の経済情勢によりましてそこに剰余が出て参ります。しかし、この剰余は、保険契約が非常に長期のものでございまして、今年返すのがいいか、来年返すのがいいか、あるいは十年、二十年先に返すのがいいか、この辺はなかなか議論のあるところでありまして、学説などもかなり分れておるところでござい

ます。私は、保険行政を担当しておるものといひまして、ごく常識的に、剰余金が非常に出る場合には、ある程度は契約者にどういふ形で返すのがいいかという点を検討してくれといふことを保険会社に言つておるわけでありまして、これに対する考え方としては、将来を築しみに将来返してもらう方が契約者のためにいいという考え方もあるまいし、いやそんなことよりも今返した方がいいといふような考え方もあるまいし、この辺につきま

して、今業界の中で議論しておる段階でございまして、私も、これをどういふようにおさめるかという点につきましては、各社の決算指導の結果といふことになりまして、その辺をらみ合わせながら、妥当な線へ落ちつかせていきたい。今横山先生からおつしやいましたように、配当の自由化といふようなことは、これは、戦後の金融機

関といたしましては、完全な自由化といふことはもちろん私も考へていないところでございます。

○横山委員 本件につきましては、保険課としての当面の問題の解決とあわせて、主税局に御検討をお願いしておきたいと思ひます。私もさらに議論の勉強をいたしまして、あらためて質問をいたしたいと思ひます。

もう一つ最後に、もう二、三分でけつこうでございしますが、注文かたがた質問をいたしたいのは、先般私は本委員会でもいゝゆる悪徳税理士事件を取り上げました。その後、閣下と

よりまして、国税庁においてもその問題の処理に腐心をされ、全国税理士会におきましては、本件について特別な委員会を設けて、国税局も各地にそれぞれ出頭されまして、本問題の処理に当たつておられるようでありま

す。そのことは多々いたしまして、このことは私も多々聞かされて、この際私は、私の真意を誤解をなさつておるふしがあるやに考へますので、主税局並びに国税庁長官に、どういふふう

に今後税理士問題を持つていこうとするか、私の意見を含めていただいたいと思ひます。

私が庶幾いたしますのは、少なくともそこまではいかぬにしても、弁護士会の持つ権威と品位を税理士会においても持つてもらいたい。これが一つであります。そのためには、税理士会は自分

で自分の身内に起こつた問題について処理する責任感がなければいゝかぬ。またそういう機構が仕組まれていゝかなくてはいかぬといふことであります。半面、私が申し上げることを利用をされて、国税庁がもしも税理士に対する自分たちの権限をさらに拡大す

るんだといふような考へがあるといひましたならば、私の真意とせざる

ところでありま

す。それから、第二番目に私が援用いたしました税理士の一部――一部でござい

ますが、一部の大部に税務職員から横すべりになられた方がおるといふことを申しました。このことに私として

も非常な意味を持つておるわけでありま

す。つまり、私がよく言ひます税務行政は合理主義でやつてほしいといふ意味は、顔で仕事をしてもらつては困るということに通ずるのでありまして、それが往々にして、税務職員であつた人がそのまま横すべりすることによつて、顔で仕事をなさるということか

ら生ずるいろいろな問題があるやに私は考へておるわけでありま

す。そこに悪税理士の問題がござい

ます。こういうような問題を正しく一つとらえていた

だきたい。そのことを実現いたします

ためには、税理士法の改正がもちろん必要であります。税理士法の改正のね

らう方向は、決して大蔵省の権限を拡大することなく、政党からも役所からも支配を受けない税理士会というふう

に、あの当時附帯決議をしたのであり

ますが、そういう附帯決議に準拠した

方向にいつていたと、法規的にも運

用的にもそういうふうによつていた

だといふのが私の願うところであり

ます。そのためには、税理士法を改正し

て、税理士会の権限を強める、みずか

ら切確疎明する方式に努めるのであり

ますが、一方それだけの権限を付与す

るためには、税理士会の民主的な運営

といふことと両々相持たなければなり

ません。

なお、将来の税理士法の改正方向につきましては、私は、大いに実態を調査いたしましたして、主税局と共同作業でいろいろ案を練っていったらいいだろうと思っておりますが、その方向はやはり権力主義の方向とは私自身は考えておりません。やはりそういう税理士会がある以上は、できるだけ税理士会が自主的にやっていくのがいいわけでありまして、ただ、現行方針のもとにおきまして、今までいわゆる悪徳税理士に対する取り締まりは私もルーズ過ぎたという感じがしますので、それを昨年からの注意を払って強化するという方向に転じたのでありまして、その点は税理士会も十分趣旨を了解しております。

○石野委員 私はこの機会に一つ参考資料をお願いしたいと思います。それは、先ほど横山委員からお話のありました保険会社の課税の問題に関して、保険会社が運用益を相当大きく得ている。この運用益がどういうように出ているかということ、及び、その運用益の発生している投資の状態がどうなっているかということ、資料として出していただきたい。お願いいたします。

○植木委員長 次会は来たる八日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

昭和三十五年三月八日印刷

昭和三十五年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局